

改正案	現 行	
<p data-bbox="224 287 851 327">貿易一般保険包括保険(繊維品)手続細則</p> <p data-bbox="515 383 918 422">平成13年4月1日 01-制度-00022</p> <p data-bbox="571 422 918 454">沿革 平成13年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="638 462 918 494">平成14年4月17日 一部改正</p> <p data-bbox="638 502 918 534">平成14年9月17日 一部改正</p> <p data-bbox="638 542 918 574">平成15年3月12日 一部改正</p> <p data-bbox="638 582 918 614">平成16年4月1日 一部改正</p> <p data-bbox="638 622 918 654">平成16年9月28日 一部改正</p> <p data-bbox="638 662 918 694">平成17年3月29日 一部改正</p> <p data-bbox="638 702 918 734">平成17年9月16日 一部改正</p> <p data-bbox="638 742 918 774">平成18年3月20日 一部改正</p> <p data-bbox="638 782 918 813">平成18年11月29日 一部改正</p> <p data-bbox="638 821 918 853">平成19年3月14日 一部改正</p> <p data-bbox="638 861 918 893">平成19年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="145 965 403 997">第1条～第15条 (略)</p> <p data-bbox="168 1045 403 1077">(保険金の支払の請求)</p> <p data-bbox="145 1085 918 1348">第16条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第11-1による貿易一般保険(船積前)保険金請求書又は別紙様式第11-2による貿易一般保険(船積後)保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第一号④(ハ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑧、⑪及び⑬の書類の提出を要しない。</p> <p data-bbox="168 1356 291 1388">一 (略)</p> <p data-bbox="168 1396 638 1428">二 約款第3条第2号のてん補危険の場合</p>	<p data-bbox="1008 287 1635 327">貿易一般保険包括保険(繊維品)手続細則</p> <p data-bbox="1299 383 1702 422">平成13年4月1日 01-制度-00022</p> <p data-bbox="1355 422 1702 454">沿革 平成13年9月21日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 462 1702 494">平成14年4月17日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 502 1702 534">平成14年9月17日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 542 1702 574">平成15年3月12日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 582 1702 614">平成16年4月1日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 622 1702 654">平成16年9月28日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 662 1702 694">平成17年3月29日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 702 1702 734">平成17年9月16日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 742 1702 774">平成18年3月20日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 782 1702 813">平成18年11月29日 一部改正</p> <p data-bbox="1422 821 1702 853">平成19年3月14日 一部改正</p> <p data-bbox="940 965 1198 997">第1条～第15条 (略)</p> <p data-bbox="963 1045 1198 1077">(保険金の支払の請求)</p> <p data-bbox="940 1085 1702 1348">第16条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第11-1による貿易一般保険(船積前)保険金請求書又は別紙様式第11-2による貿易一般保険(船積後)保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第一号④(ハ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑧、⑪及び⑬の書類の提出を要しない。</p> <p data-bbox="963 1356 1086 1388">一 (略)</p> <p data-bbox="963 1396 1422 1428">二 約款第3条第2号のてん補危険の場合</p>	

<p>① 保険金請求経緯書</p> <p>(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第12による保険金請求経緯書</p> <p>(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意</p> <p>(i) 保険金請求に至る経緯</p> <p>(ii) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p> <p>なお、取引の状況については、本保険金請求に係る船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</p> <p>(iii)～(vi) (略)</p> <p>②～⑮ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17条～第25条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成19年10月1日から実施する。</u></p>	<p>① 保険金請求経緯書</p> <p>(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第12による保険金請求経緯書</p> <p>(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意</p> <p>(i) 保険金請求に至る経緯</p> <p>(ii) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p> <p>なお、取引の状況については、本保険金請求にかか<u>る</u>船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</p> <p>(iii)～(vi) (略)</p> <p>②～⑮ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17条～第25条 (略)</p>	
--	--	--

改正案		ページ番号	
別紙様式第6-2 その1			
<b>貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書</b>			
1. 通知書番号		_____	
2. 通知日		_____年 _____月 _____日	
独立行政法人日本貿易保険 御中			
被保険者			
住所 _____			
氏名 _____ 印			
被保険者コード _____			
貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。			
3. 保険証券番号	4. 事故通番	_____	
5. 決済日	6. 個別包括区分	7. 通知区分	_____
8. 通貨コード	9. 決済種別	10. 特約事項区分	_____
11. 決済日レート	12. 事故事由コード	13. 支払保証コード	_____
14. 枝番		15. 決済総額	_____
		16. 既決済総額	_____
		17. 当該決済金額	_____
		18. 損失発生額	_____
14. 枝番		15. 決済総額	_____
		16. 既決済総額	_____
		17. 当該決済金額	_____
		18. 損失発生額	_____
14. 枝番		15. 決済総額	_____
		16. 既決済総額	_____
		17. 当該決済金額	_____
		18. 損失発生額	_____
19. 仕向国名	_____		
20. 支払国名	21. 支払人名	_____	
22. 輸出契約等の相手国名	23. 輸出契約等の相手方名	_____	
24. 保証国名	25. 保証人名	_____	
26. 品名（貨物名）	_____		
27. 決済条件（方法）	_____		
28. 保証金等、担保の受領の有無	29. 保証金等の内容	_____	
31. 損失又は危険発生に至った経緯	30. 保証金等の金額	_____	
_____			
連絡先	担当部課名	担当者名	電話番号
E-mail	FAX番号	E-mail	FAX番号
注：用紙のサイズはA4版とします。			

現行規定	
別紙様式第6-2 その1	
<b>貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書</b>	
1. 通知書番号 _____	
2. 通知日 _____年 _____月 _____日	
独立行政法人日本貿易保険 御中	
被保険者	
住所 _____	
氏名 _____ 印	
被保険者コード _____	
貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。	
3. 通知区分	4. 個別包括区分
5. 証券番号	_____
6. 決済日	7. 事故通番
8. 債務国	(国名) _____
9. 債務者	10. 通貨
11. 被保険者	_____
12. 特約事項区分	13. 決済種別
14. 事故事由	15. 決済日レート
16. ページ	17. 支払保証
14. 枝番	
15. 決済総額	
16. 既決済総額	
17. 当該決済金額	
18. 損失発生額	
14. 枝番	
15. 決済総額	
16. 既決済総額	
17. 当該決済金額	
18. 損失発生額	
14. 枝番	
15. 決済総額	
16. 既決済総額	
17. 当該決済金額	
18. 損失発生額	
14. 枝番	
15. 決済総額	
16. 既決済総額	
17. 当該決済金額	
18. 損失発生額	
14. 枝番	
15. 決済総額	
16. 既決済総額	
17. 当該決済金額	
18. 損失発生額	
品名	
輸出契約の相手方	
L/C発行銀行等	
決済条件	
損失又は危険発生に至った経緯	
(出来るだけ詳細に記載して下さい。)	
_____	
連絡先	担当部課名
FAX番号	担当者名
E-mail	電話番号
注：用紙のサイズはA4版とします。	

改正案

現行規定

別紙様式第6-2 その2

ページ番号

別紙様式第6-2 その2

注：枝番が4以上ある場合のみ記入して下さい。

被保険者

住所

氏名 印

被保険者コード

被保険者

住所

氏名 印

3. 保険証券番号

5. 証券番号

16. ページ

		契約元本(対外債権ベース)	契約金利(対外債権ベース)
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		

注1：枝番が4以上ある場合のみ記入してください。

注2：用紙のサイズはA4版とします。

枝番	契約元本(対外債権ベース)	契約金利(対外債権ベース)
16. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
16. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
16. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
16. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
16. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額

注：用紙のサイズはA4版とします。



改正案	現行規定																																																																																																	
<p><b>（記入要領）</b></p> <p>① 「ページ番号」は通知書が複数枚になる場合（対象となる扶養が4以上ある場合）にページ番号を記入してください。</p> <p>② 「1. 通知書番号」は、被保険者の整理番号がある場合に当該整理番号を記入してください。なお、記号は記入しないでください。</p> <p>③ 「2. 通知日」は、日本貿易振興会へ提出する日付を西暦で記入してください。なお、普通通知書の提出事由発生日から45日以内に提出してください。</p> <p>④ 「被保険者」の「住所」及び「氏名」については、必要に応じて行を加減し記入してください。法人の場合は、法人名に加えて代表者の氏名を記入してください。</p> <p>⑤ 「3. 保険証券番号」、「8. 通貨コード」、「19. 仕向国名」、「20. 支払国名」、「21. 支払人名」、「22. 輸出契約等の相手国名」、「23. 輸出契約等の相手方名」、「24. 保証国名」、「25. 保証人名」及び「27. 決済条件（方法）」については、保険証券等を確認し記入してください。</p> <p>⑥ 「4. 事故通書」は、同一証券及び同一決済日であっても、通貨が異なるとき又は<b>非常・信用の事故事由が混在するとき等の場合</b>に、番号を記入（例 00、01、02等）し、それぞれ<b>危険・損失発生通知書</b>を提出してください。無記入の場合は、ゼロ（00）が設定されます。</p> <p>⑦ 「5. 決済日」は、対象となる輸出契約等で今回の未決済日に対応する決済日を西暦で記入してください。なお、<b>危険・損失発生通知書</b>は、保険証券番号の決済日ごとに提出してください。</p> <p>⑧ 「6. 個別包括区分」は下記により数字で記入してください。 1. 個別 2. 組合包括保険 3. 一般企業包括保険 4. 企業総合保険</p> <p>⑨ 「7. 通知区分」は、下記により数字で記入してください。 1. 危険発生通知 2. 損失発生通知</p> <p>⑩ 「9. 決済種別」は、下記により数字で記入してください。 1. キャッシュの場合（代金又は対価の額の支払いが、船積日又は技術提供契約等の完了日から2年未満に決済されるもの）。 2. 延べ払いの場合（代金又は対価の額の支払いが、船積日又は技術提供契約等の完了日から2年以上に渡り決済されるもの）。</p> <p>⑪ 「10. 特約事項区分」は、該当する場合のみ下記により数字で記入してください。 1. フルターキー 2. 支出費用</p> <p>⑫ 「11. 決済日レート」は、決済日における決済通貨のTIBレートを記入してください。</p> <p>⑬ 「12. 事故事由コード」及び「13. 支払保証コード」については、下の表から該当する2桁の数字を選択し記入してください。</p> <p>⑭ 「14. 扶養」は、保険証券等を確認し記入してください。無記入の場合は、ゼロ（00）が設定されます。</p> <p>⑮ 「15. 決済総額」、「16. 既決済総額」、「17. 当該決済金額」及び「18. 損失発生額」については、各扶養毎に<b>元本・金利を表示通貨（保険証券に記載された通貨）</b>で記入してください。</p> <p>⑯ 「15. 決済総額」は、当該証券に設定された前記の「4. 事故通書」に対応する代金の額（対外債権ベース）の総額（全決済期分）を記入してください。なお、<b>金額の記入において、通貨が円建ての場合は、小数点以下は記入しないでください。円以外の通貨建ての場合は、小数点以下2桁（3桁以下は切り捨て）まで記入してください。</b></p> <p>⑰ 「16. 既決済総額」は、<b>今回分を除く</b>前回の決済期までのうち、<b>全額決済されたため危険・損失発生通知書が提出されていない</b>決済期分の決済金額（<b>危険・損失発生通知書で既決済総額として既に通知されている金額を除く</b>）の総額を記入してください。</p> <p>⑱ 「17. 当該決済金額」は、今回の決済日に決済されるべき金額（対外債権ベース）を記入してください。</p> <p>⑲ 「18. 損失発生額」は、今回の決済日に決済されるべき金額（「当該決済金額」）から決済日までに<b>入金した金額</b>（<b>還差金利を除く</b>）を控除した残額を記入してください。なお、<b>入金した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第30条の換算率により表示通貨に換算してください。</b></p> <p><b>（記入例） 契約金額700万円 100万円×7回決済の場合</b></p> <table border="1" data-bbox="168 997 974 1117"> <thead> <tr> <th>決済期</th> <th>決済金額</th> <th>決済状況</th> <th>換算</th> <th>決済総額</th> <th>既決済総額</th> <th>当該決済金額</th> <th>損失発生額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～3回</td> <td>300万円</td> <td>① 300万円決済</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>100万円</td> <td>80万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>② 300万円＝①</td> <td>100万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>100万円</td> <td>80万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>0円（＝①－②）</td> <td>100万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>100万円</td> <td>③ 100万円決済</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>100万円</td> <td>40万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>100万円（＝①＋③－②）</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑳ 「20. 品名（貨物名）」は、<b>保険申込書及び輸出契約書を確認し記入してください。</b></p> <p>㉑ 「28. 保証金等、担保の受領の有無」は、輸出契約等の相手方や第三者から保証金、預かり金、担保等について、<b>保証金等を預かっている場合には「有」を、該当が無い場合には「無」を記入してください。また、「有」の場合は、「29. 保証金等の内容」及び「30. 保証金等の金額」を記入してください。</b></p> <p>㉒ 「31. 損失又は危険発生に至った経緯」は、出来るだけ詳細に記入してください。</p>	決済期	決済金額	決済状況	換算	決済総額	既決済総額	当該決済金額	損失発生額	第1～3回	300万円	① 300万円決済	不要	—	—	—	—	第4回	100万円	80万円決済	提出	700万円	② 300万円＝①	100万円	20万円	第5回	100万円	80万円決済	提出	700万円	0円（＝①－②）	100万円	20万円	第6回	100万円	③ 100万円決済	不要	—	—	—	—	第7回	100万円	40万円決済	提出	700万円	100万円（＝①＋③－②）	100万円	60万円	<p><b>（記入要領）</b></p> <p>① 「1 通知書番号」は、被保険者の整理番号がある場合に当該整理番号を<b>右詰めで</b>記入して下さい。記号は記入しないで下さい。</p> <p>② 同一証券及び同一決済日であっても、通貨が異なるとき、又は非常・信用の事故事由が混在するとき等は、個々に損失発生通知書を提出する必要があります。この場合「7 事故通書」に番号を記入し区別して下さい。（例 00 01 02等）なお、無記入の場合はオールゼロ（00）が設定されます。</p> <p>③ 12の特約事項区分は該当する場合のみ記入して下さい。</p> <p>④ 19～20については、各扶養に<b>元本・金利を表示通貨で記入して下さい。</b></p> <p>⑤ 「決済総額」とは、当該証券に設定された前記の「2 事故通書」に対応する代金等の額（対外債権ベース）の総額（全決済期分）を記入して下さい。</p> <p>⑥ 「既決済総額（今回分を除く）」とは、前回の決済期までのうち、<b>全額決済（償還）されたため損失発生通知書が提出されていない</b>決済期分の決済（<b>償還</b>）金額（<b>損失発生通知書で既決済総額として既に通知されている金額を除く</b>）の総額を記入して下さい。</p> <p>⑦ 「当該決済金額」とは、今回の決済日に決済（<b>償還</b>）されるべき金額（対外債権ベース）を記入して下さい。</p> <p>⑧ 「損失発生額」とは、今回の決済日に決済（<b>償還</b>）されるべき金額（「当該決済金額」）から決済日までに<b>入金した金額</b>（<b>還差金利を除く</b>）を控除した残額を記入して下さい。なお、<b>回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第30条の換算率により表示通貨に換算して下さい。</b></p> <p><b>（記入例） 契約金額700万円 100万円×7回決済の場合</b></p> <table border="1" data-bbox="1008 558 1814 678"> <thead> <tr> <th>決済期</th> <th>決済金額</th> <th>決済状況</th> <th>換算</th> <th>決済総額</th> <th>既決済総額</th> <th>当該決済金額</th> <th>損失発生額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～3回</td> <td>300万円</td> <td>① 300万円決済</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>100万円</td> <td>80万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>② 300万円＝①</td> <td>100万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>100万円</td> <td>80万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>0円（＝①－②）</td> <td>100万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>100万円</td> <td>③ 100万円決済</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>100万円</td> <td>40万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>100万円（＝①＋③－②）</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨ 通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないで下さい。 円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁（3桁以下は切り捨て）まで記入して下さい。</p>	決済期	決済金額	決済状況	換算	決済総額	既決済総額	当該決済金額	損失発生額	第1～3回	300万円	① 300万円決済	不要	—	—	—	—	第4回	100万円	80万円決済	提出	700万円	② 300万円＝①	100万円	20万円	第5回	100万円	80万円決済	提出	700万円	0円（＝①－②）	100万円	20万円	第6回	100万円	③ 100万円決済	不要	—	—	—	—	第7回	100万円	40万円決済	提出	700万円	100万円（＝①＋③－②）	100万円	60万円	
決済期	決済金額	決済状況	換算	決済総額	既決済総額	当該決済金額	損失発生額																																																																																											
第1～3回	300万円	① 300万円決済	不要	—	—	—	—																																																																																											
第4回	100万円	80万円決済	提出	700万円	② 300万円＝①	100万円	20万円																																																																																											
第5回	100万円	80万円決済	提出	700万円	0円（＝①－②）	100万円	20万円																																																																																											
第6回	100万円	③ 100万円決済	不要	—	—	—	—																																																																																											
第7回	100万円	40万円決済	提出	700万円	100万円（＝①＋③－②）	100万円	60万円																																																																																											
決済期	決済金額	決済状況	換算	決済総額	既決済総額	当該決済金額	損失発生額																																																																																											
第1～3回	300万円	① 300万円決済	不要	—	—	—	—																																																																																											
第4回	100万円	80万円決済	提出	700万円	② 300万円＝①	100万円	20万円																																																																																											
第5回	100万円	80万円決済	提出	700万円	0円（＝①－②）	100万円	20万円																																																																																											
第6回	100万円	③ 100万円決済	不要	—	—	—	—																																																																																											
第7回	100万円	40万円決済	提出	700万円	100万円（＝①＋③－②）	100万円	60万円																																																																																											

貿易一般保険（縦横）手続細則（改正案）：別紙様式対照表

改正案		現行規定																																																																																																																																																										
(12 事故事由コード表)		(14 事故事由コード)	(17 支払保証コード)																																																																																																																																																									
<p style="text-align: center;"><b>事 故 事 由 (約款第4条「てん挂事由」)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止</td><td>11</td></tr> <tr><td>二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止</td><td>12</td></tr> <tr><td>三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定(リスケ)</td><td>21</td></tr> <tr><td>イ又は)支払国に起因する外貨送金遅延</td><td>20</td></tr> <tr><td>四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定</td><td>16</td></tr> <tr><td>五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用</td><td>31</td></tr> <tr><td>六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定</td><td>24</td></tr> <tr><td>七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁</td><td>25</td></tr> <tr><td>八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由</td><td></td></tr> <tr><td>イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ</td><td>26</td></tr> <tr><td>ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害</td><td>27</td></tr> <tr><td>ハ 原子力事故</td><td>28</td></tr> <tr><td>ニ 輸送の途絶</td><td>15</td></tr> <tr><td>九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの</td><td>29</td></tr> <tr><td>十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)</td><td>22</td></tr> <tr><td>十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)</td><td>51</td></tr> <tr><td>イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改定等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと</td><td>52</td></tr> <tr><td>ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと</td><td>58</td></tr> <tr><td>ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと</td><td>54</td></tr> <tr><td>ニ その他いから八までに準ずる事実があったこと</td><td>55</td></tr> <tr><td>十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)</td><td>56</td></tr> <tr><td>十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)</td><td>57</td></tr> <tr><td>十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)</td><td>59</td></tr> </tbody> </table>			コード	一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11	二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12	三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定(リスケ)	21	イ又は)支払国に起因する外貨送金遅延	20	四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16	五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用	31	六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24	七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25	八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由		イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ	26	ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害	27	ハ 原子力事故	28	ニ 輸送の途絶	15	九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29	十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22	十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)	51	イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改定等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと	52	ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	58	ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと	54	ニ その他いから八までに準ずる事実があったこと	55	十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	56	十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	57	十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)	59	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事故事由コード</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延</td><td>20 21</td><td>20:外貨送金遅延 21:リスケ</td></tr> <tr><td>四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td>五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用</td><td>31</td><td></td></tr> <tr><td>六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定</td><td>24</td><td></td></tr> <tr><td>七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ</td><td>26</td><td></td></tr> <tr><td>ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害</td><td>27</td><td></td></tr> <tr><td>ハ 原子力事故</td><td>28</td><td></td></tr> <tr><td>ニ 輸送の途絶</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの</td><td>29</td><td></td></tr> <tr><td>十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)</td><td>22</td><td></td></tr> <tr><td>十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)</td><td>51</td><td></td></tr> <tr><td>イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改定等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと</td><td>52</td><td></td></tr> <tr><td>ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと</td><td>58</td><td></td></tr> <tr><td>ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと</td><td>54</td><td></td></tr> <tr><td>ニ その他いから八までに準ずる事実があったこと</td><td>55</td><td></td></tr> <tr><td>十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)</td><td>56</td><td></td></tr> <tr><td>十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)</td><td>57</td><td></td></tr> <tr><td>十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)</td><td>59</td><td></td></tr> </tbody> </table>		事故事由コード	備考	一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11		二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12		三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延	20 21	20:外貨送金遅延 21:リスケ	四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16		五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用	31		六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24		七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25		八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由			イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ	26		ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害	27		ハ 原子力事故	28		ニ 輸送の途絶	15		九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29		十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22		十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)	51		イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改定等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと	52		ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	58		ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと	54		ニ その他いから八までに準ずる事実があったこと	55		十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	56		十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	57		十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)	59		<table border="1"> <tbody> <tr><td>04</td><td>特定政府機関</td></tr> <tr><td>10</td><td>円信託</td></tr> <tr><td>11</td><td>賠償援助</td></tr> <tr><td>20</td><td>I B R D (国際復興開発銀行)</td></tr> <tr><td>21</td><td>I D A (国際開発協会)</td></tr> <tr><td>22</td><td>I F C (国際金融公社)</td></tr> <tr><td>23</td><td>A D B (アジア開発銀行)</td></tr> <tr><td>41</td><td>A F D B (アフリカ開発銀行)</td></tr> <tr><td>42</td><td>A F D F (アフリカ開発基金)</td></tr> <tr><td>44</td><td>I D B (中央開発銀行)</td></tr> <tr><td>47</td><td>C D B (カリブ開発銀行)</td></tr> <tr><td>48</td><td>E D F (欧州開発基金)</td></tr> <tr><td>49</td><td>E I B (欧州投資銀行)</td></tr> <tr><td>74</td><td>I F A D (国際農業開発基金)</td></tr> <tr><td>90</td><td>L / C</td></tr> <tr><td>91</td><td>L / G (暴風に限る)</td></tr> <tr><td>92</td><td>本船担保 (船積に限る)</td></tr> <tr><td>99</td><td>その他の保証</td></tr> </tbody> </table>	04	特定政府機関	10	円信託	11	賠償援助	20	I B R D (国際復興開発銀行)	21	I D A (国際開発協会)	22	I F C (国際金融公社)	23	A D B (アジア開発銀行)	41	A F D B (アフリカ開発銀行)	42	A F D F (アフリカ開発基金)	44	I D B (中央開発銀行)	47	C D B (カリブ開発銀行)	48	E D F (欧州開発基金)	49	E I B (欧州投資銀行)	74	I F A D (国際農業開発基金)	90	L / C	91	L / G (暴風に限る)	92	本船担保 (船積に限る)	99	その他の保証
	コード																																																																																																																																																											
一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11																																																																																																																																																											
二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12																																																																																																																																																											
三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定(リスケ)	21																																																																																																																																																											
イ又は)支払国に起因する外貨送金遅延	20																																																																																																																																																											
四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16																																																																																																																																																											
五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用	31																																																																																																																																																											
六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24																																																																																																																																																											
七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25																																																																																																																																																											
八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由																																																																																																																																																												
イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ	26																																																																																																																																																											
ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害	27																																																																																																																																																											
ハ 原子力事故	28																																																																																																																																																											
ニ 輸送の途絶	15																																																																																																																																																											
九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29																																																																																																																																																											
十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22																																																																																																																																																											
十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)	51																																																																																																																																																											
イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改定等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと	52																																																																																																																																																											
ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	58																																																																																																																																																											
ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと	54																																																																																																																																																											
ニ その他いから八までに準ずる事実があったこと	55																																																																																																																																																											
十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	56																																																																																																																																																											
十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	57																																																																																																																																																											
十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)	59																																																																																																																																																											
	事故事由コード	備考																																																																																																																																																										
一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11																																																																																																																																																											
二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12																																																																																																																																																											
三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延	20 21	20:外貨送金遅延 21:リスケ																																																																																																																																																										
四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16																																																																																																																																																											
五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用	31																																																																																																																																																											
六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24																																																																																																																																																											
七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25																																																																																																																																																											
八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由																																																																																																																																																												
イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ	26																																																																																																																																																											
ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害	27																																																																																																																																																											
ハ 原子力事故	28																																																																																																																																																											
ニ 輸送の途絶	15																																																																																																																																																											
九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29																																																																																																																																																											
十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22																																																																																																																																																											
十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)	51																																																																																																																																																											
イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改定等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと	52																																																																																																																																																											
ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	58																																																																																																																																																											
ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと	54																																																																																																																																																											
ニ その他いから八までに準ずる事実があったこと	55																																																																																																																																																											
十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	56																																																																																																																																																											
十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	57																																																																																																																																																											
十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)	59																																																																																																																																																											
04	特定政府機関																																																																																																																																																											
10	円信託																																																																																																																																																											
11	賠償援助																																																																																																																																																											
20	I B R D (国際復興開発銀行)																																																																																																																																																											
21	I D A (国際開発協会)																																																																																																																																																											
22	I F C (国際金融公社)																																																																																																																																																											
23	A D B (アジア開発銀行)																																																																																																																																																											
41	A F D B (アフリカ開発銀行)																																																																																																																																																											
42	A F D F (アフリカ開発基金)																																																																																																																																																											
44	I D B (中央開発銀行)																																																																																																																																																											
47	C D B (カリブ開発銀行)																																																																																																																																																											
48	E D F (欧州開発基金)																																																																																																																																																											
49	E I B (欧州投資銀行)																																																																																																																																																											
74	I F A D (国際農業開発基金)																																																																																																																																																											
90	L / C																																																																																																																																																											
91	L / G (暴風に限る)																																																																																																																																																											
92	本船担保 (船積に限る)																																																																																																																																																											
99	その他の保証																																																																																																																																																											
(13 支払保証コード表)																																																																																																																																																												
コード	支払保証	コード	支払保証																																																																																																																																																									
04	特定政府機関	24	J B I C (国際協力銀行)																																																																																																																																																									
10	円信託	41	A F D B (アフリカ開発銀行)																																																																																																																																																									
11	賠償援助	42	A F D F (アフリカ開発基金)																																																																																																																																																									
20	I B R D (国際復興開発銀行)	44	I D B (中央開発銀行)																																																																																																																																																									
21	I D A (国際開発協会)	47	C D B (カリブ開発銀行)																																																																																																																																																									
22	I F C (国際金融公社)	48	E D F (欧州開発基金)																																																																																																																																																									
23	A D B (アジア開発銀行)	49	E I B (欧州投資銀行)																																																																																																																																																									
		74	I F A D (国際農業開発基金)																																																																																																																																																									
		90	L / C																																																																																																																																																									
		91	L / G (暴風に限る)																																																																																																																																																									
		92	本船担保 (船積に限る)																																																																																																																																																									
		99	その他の保証																																																																																																																																																									



改正案

別紙様式第8-2

### 貿易一般保険（船積後）入金通知書

1. 通知書番号

2. 通知日 年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名  印

被保険者コード

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。

3. 保険証券番号	<input type="text"/>	4. 事故通番	<input type="text"/>
5. 決済日	<input type="text"/>	6. 個別包括区分	<input type="text"/>
8. 入金日	<input type="text"/>	9. 入金事由コード	<input type="text"/>
7. 通貨コード	<input type="text"/>	10. 付保終了ステータス	<input type="text"/>

入金額の内訳		未入金額の状況(対外債権ベース)	
11. 入金額(契約元本)	<input type="text"/>	12. 未入金額(契約元本)	<input type="text"/>
13. 入金額(契約金利)	<input type="text"/>	14. 未入金額(契約金利)	<input type="text"/>
15. 入金額(延滞金利)	<input type="text"/>		

16. 仕向国名	<input type="text"/>	18. 支払人名	<input type="text"/>
17. 支払国名	<input type="text"/>	20. 保証人(レノン銀行銀行等)名	<input type="text"/>
19. 保証国名	<input type="text"/>		
21. 今後の回収見込等特記事項	<input style="height: 40px;" type="text"/>		

連絡先	担当部署名 <input type="text"/>	担当者名 <input type="text"/>	電話番号 <input type="text"/>
	E-mail アドレス <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>	

注：用紙のサイズはA4版とします。

現行規定

別紙様式第8-2

### 貿易一般保険（船積後）入金通知書

1. 通知書番号

2. 通知日 年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名  印

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。

3. 個別包括区分	<input type="text"/>	4. 証券番号	<input type="text"/>
5. 決済日	<input type="text"/>	6. 事故通番	<input type="text"/>
7. 通貨	<input type="text"/>	8. 被保険者	<input type="text"/>
9. 入金日	<input type="text"/>	10. 入金事由	<input type="text"/>
11. 付保終了ステータス	<input type="text"/>	12. 入金額(契約元本)	<input type="text"/>
13. 入金額(契約金利)	<input type="text"/>	14. 入金額(延滞金利)	<input type="text"/>
15. リスク管理番号	分類-国-一次数-区分-通貨-被保険者-連番-枝番		
16. リスク決済日	<input type="text"/>	17. リスク入金額(リスク元本)	<input type="text"/>
18. リスク入金額(リスク金利)	<input type="text"/>	19. リスク入金額(リスク遅延金利)	<input type="text"/>

未入金額の状況(対外債権ベース)			
29. 未入金額(契約元本)	<input type="text"/>	30. 未入金額(契約金利)	<input type="text"/>
31. 支払国	(国名) <input type="text"/>	32. 輸出契約相手国	(国名) <input type="text"/>
33. 決済種別	<input type="text"/>	34. 支払人の氏名・住所	<input type="text"/>
		バイヤーコード	<input type="text"/>
35. 契約相手方の氏名・住所	<input type="text"/>		
		バイヤーコード	<input type="text"/>
36. 今後の回収見込等の特記事項	(出来るだけ詳細に記載して下さい。)		
37. リファレンス番号	<input type="text"/>	38. 担当者名	<input type="text"/>
39. 旧リスク管理番号	<input type="text"/>	40. 電話番号	<input type="text"/>
41. E-mail	<input type="text"/>	42. FAX番号	<input type="text"/>

注：用紙のサイズはA4版とします。

改正案	現行規定																																																																														
<p><b>（記入要領）</b></p> <p>① 本通知書は、入金日ごとに提出してください。</p> <p>② 「1. 通知書番号」は、被保険者の整理番号がある場合に当該整理番号を記入してください。なお、記号は記入しないでください。</p> <p>③ 「2. 通知日」は、日本貿易保険へ提出する日付を西暦で記入してください。なお、「8. 入金日」から1月以内に提出してください。</p> <p>④ 「被保険者の「住所」及び「氏名」については、必要に応じて行を加減し記入してください。法人の場合は、法人名に加えて代表者の氏名を記入してください。</p> <p>⑤ 「被保険者コード」、「3. 保険証券番号」、「7. 通貨コード」、「16. 仕向国名」、「17. 支払国名」及び「18. 支払人名」については、保険証券等を確認し記入してください。</p> <p>⑥ 「4. 事故通番」は、対応する危険・損失発生通知書の番号と同じにしてください。</p> <p>⑦ 「5. 決済日」は、輸出契約等で今回の入金分に対応する決済日を西暦で記入してください。なお、今回の入金が多額の決済日にわたる場合は、決済日ごとに入金通知書を提出してください。</p> <p>⑧ 「8. 入金日」は、今回の入金日を西暦で記入してください。</p> <p>⑨ 「9. 入金事由コード」は、下の入金事由コード表から該当する2桁の数字を選択し記入してください。</p> <p>⑩ 「10. 付保終了ステータス」は、対応する決済日において決済されるべき金額（対外債権ベース）が今回の入金により全額決済される場合は「1」を、今回の入金後も未入金額が残る場合は「0」を記入してください。</p> <p>⑪ 「11.（13.15.）入金額」は、今回入金となった金額を表示通貨（保険証券に記載された通貨）で記入してください。なお、入金となった金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第26条の換算率により表示通貨に換算してください。また、金額の記入において、通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないでください。円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁（3桁以下は切り捨て）まで記入してください。</p> <p>⑫ 「12.（14.）未入金額」は、それぞれ対応する決済日について、今回入金後の未入金額（対外債権ベース）を記入してください。</p> <p>⑬ 「19. 保証国名」及び「20. 保証人（L/C発行銀行等）名」については、輸出契約書等を確認し記入してください。</p> <p>⑭ 「21. 今後の回収見込等特記事項」は、今後の回収見込みについて、バイヤーの状況等を含め出来るだけ詳細に記入してください。</p> <p><b>（9. 入金事由コード表）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入金事由</th> <th colspan="2">コード</th> </tr> <tr> <th>一部決済</th> <th>全部決済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>バイ・リスケ合意に基づくもの</td> <td>12</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>第三国L/Gの履行によるもの</td> <td>13</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>支払人からの回収</td> <td>14</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>貨物の処分等による回収</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	入金事由	コード		一部決済	全部決済	ハリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの	11	21	バイ・リスケ合意に基づくもの	12	22	第三国L/Gの履行によるもの	13	23	支払人からの回収	14	24	貨物の処分等による回収	15	25	その他	19	29	<p><b>（記入要領）</b></p> <p>① 「1 通知書番号」は、被保険者の整理番号がある場合に当該整理番号を右詰めで記入し、記号は記入しないで下さい。</p> <p>② 「4 証券番号」のうち「特約コード」は、包括保険の特約を網羅している場合に9桁で記入して下さい。組合包括の場合には、左詰めで4桁（下表参照）を記入して下さい。個別保険は記入不要です。</p> <p>③ 「5 決済日」は、輸出契約等「買付契約」で今回の入金分に対応する決済日を記入して下さい。なお、今回の入金が多額の決済日にわたる場合は、決済日ごとに入金通知書を提出する必要があります。</p> <p>④ 「6 事故通番」は、対応する損失発生通知書の番号と同じにして下さい。</p> <p>⑤ 「8 入金日」は、今回の入金日を記入して下さい。</p> <p>⑥ 「11 付保終了ステータス」は、対応する決済日において決済（償還）されるべき金額（対外債権ベース）が今回の入金により全額決済（償還）される場合は「1」、今回の入金後も未入金額が残る場合は「0」を記入して下さい。</p> <p>⑦ 「入金額」及び「リスケ入金額」は、今回入金となった金額を表示通貨で記入して下さい。なお、入金となった金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第26条の換算率により表示通貨に換算して下さい。</p> <p>⑧ リスケ返済スケジュールにより入金した場合は15～19に記入して下さい。 「15 リスケ管理番号」及び「16 リスケ決済日」は必ず記入し、「18 リスケ入金額（リスケ金利）」には、リスケ返済スケジュールによる金利を、「19 リスケ入金額（リスケ遅延金利）」には、リスケ返済スケジュールによる返済が遅延した場合の当該遅延金利を記入して下さい。 また、リスケ以外による入金の場合は、12～14に記入して下さい。</p> <p>⑨ 通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないで下さい。 円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁（3桁以下は切り捨て）まで記入して下さい。</p> <p>⑩ 「未入金額の状況」欄のうち、「29 未入金額（契約元本）」及び「30 未入金額（契約金利）」には、それぞれ、対応する決済日について、今回入金後の未入金額（対外債権ベース）を記入して下さい。</p> <p><b>（組合コード）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>2300</td><td>日本毛織輸出組合</td></tr> <tr><td>2400</td><td>日本繊維製品輸出組合</td></tr> <tr><td>2500</td><td>日本テキスタイル輸出組合</td></tr> <tr><td>2600</td><td>日本繊維輸出組合</td></tr> <tr><td>3100</td><td>日本鉄鋼連盟</td></tr> <tr><td>3300</td><td>織物製品協会</td></tr> <tr><td>3400</td><td>特殊鋼倶楽部</td></tr> <tr><td>3500</td><td>日本化学工業品輸出組合</td></tr> <tr><td>5100</td><td>日本鉄道車輦輸出組合</td></tr> <tr><td>5200</td><td>日本機械輸出組合</td></tr> <tr><td>5201</td><td>日本機械輸出組合大阪支部</td></tr> <tr><td>5300</td><td>日本船舶輸出組合</td></tr> <tr><td>5400</td><td>日本電線輸出組合</td></tr> <tr><td>5900</td><td>日本自動車工業会</td></tr> <tr><td>5901</td><td></td></tr> <tr><td>h)</td><td>日本自動車工業会の各社</td></tr> <tr><td>5913</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><b>（入金事由コード）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入金事由</th> <th colspan="2">一部決済   全部決済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>バイ・リスケ合意に基づくもの</td> <td>12</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>第三国L/Gの履行によるもの</td> <td>13</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>支払人からの回収</td> <td>14</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>貨物の処分等による回収</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	2300	日本毛織輸出組合	2400	日本繊維製品輸出組合	2500	日本テキスタイル輸出組合	2600	日本繊維輸出組合	3100	日本鉄鋼連盟	3300	織物製品協会	3400	特殊鋼倶楽部	3500	日本化学工業品輸出組合	5100	日本鉄道車輦輸出組合	5200	日本機械輸出組合	5201	日本機械輸出組合大阪支部	5300	日本船舶輸出組合	5400	日本電線輸出組合	5900	日本自動車工業会	5901		h)	日本自動車工業会の各社	5913		入金事由	一部決済   全部決済		ハリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの	11	21	バイ・リスケ合意に基づくもの	12	22	第三国L/Gの履行によるもの	13	23	支払人からの回収	14	24	貨物の処分等による回収	15	25	その他	19	29
入金事由		コード																																																																													
	一部決済	全部決済																																																																													
ハリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの	11	21																																																																													
バイ・リスケ合意に基づくもの	12	22																																																																													
第三国L/Gの履行によるもの	13	23																																																																													
支払人からの回収	14	24																																																																													
貨物の処分等による回収	15	25																																																																													
その他	19	29																																																																													
2300	日本毛織輸出組合																																																																														
2400	日本繊維製品輸出組合																																																																														
2500	日本テキスタイル輸出組合																																																																														
2600	日本繊維輸出組合																																																																														
3100	日本鉄鋼連盟																																																																														
3300	織物製品協会																																																																														
3400	特殊鋼倶楽部																																																																														
3500	日本化学工業品輸出組合																																																																														
5100	日本鉄道車輦輸出組合																																																																														
5200	日本機械輸出組合																																																																														
5201	日本機械輸出組合大阪支部																																																																														
5300	日本船舶輸出組合																																																																														
5400	日本電線輸出組合																																																																														
5900	日本自動車工業会																																																																														
5901																																																																															
h)	日本自動車工業会の各社																																																																														
5913																																																																															
入金事由	一部決済   全部決済																																																																														
	ハリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの	11	21																																																																												
バイ・リスケ合意に基づくもの	12	22																																																																													
第三国L/Gの履行によるもの	13	23																																																																													
支払人からの回収	14	24																																																																													
貨物の処分等による回収	15	25																																																																													
その他	19	29																																																																													



改正案

別紙様式第11-2

**貿易一般保険（船積後）保険金請求書**

1. 請求書番号

2. 請求日 年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

請求者

住所

氏名  印

請求者コード

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり請求します。

3. 保険証券番号		4. 事故通番	
5. 決済日		6. 被保険者コード	
8. 委任状有無		9. 付保率	
11. 換算レート		12. 事故事由コード	
14. 分割請求番号		15. 重複請求状況	
17. 重複証券番号		10. 通貨コード	
		13. 債務国名	
		16. 重複保険	

		契約元本	契約金利
対外債権ベース	18. 未決済額		
	19. 控除額		
	20. 損失額		
付保建値ベース	21. 損失額		
	22. 損失防止軽減費用		
23. 保険金請求額			

連絡先	担当部課名		電話番号	
	担当者名		FAX番号	
	E-mail アドレス			
振込先	銀行名	本支店名		
	預金種別	口座番号		
	口座名義			

注：用紙のサイズはA4版とします。

現行規定

別紙様式第11-2

**貿易一般保険（船積後）保険金請求書**

1. 請求書番号

2. 請求日 年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名  印

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり請求します。

3. 個別包括区分		4. 証券番号	
5. 決済日		6. 事故通番	
8. 債務国		9. 通貨	
11. 請求者		12. 委任状有無	
14. 付保率		15. 換算レート	
16. 未決済額（元本）※対外債権ベース		17. 未決済額（金利）※対外債権ベース	
18. 控除額（元本）※対外債権ベース		19. 控除額（金利）※対外債権ベース	
20. 損失額（元本）※対外債権ベース		21. 損失額（金利）※対外債権ベース	
22. 損失額（元本）※付保建値ベース		23. 損失額（金利）※付保建値ベース	
24. 損失防止軽減費用		25. 保険金請求額	
26. 重複請求状況		27. 重複保険	
		28. 証券番号	

備考	連絡先	担当部課名		担当者名	
		電話番号		FAX番号	
		銀行名		本支店名	
	振込先	預金種別		口座番号	
	口座名義				

注：用紙のサイズはA4版とします。

改正案	現行規定
<p><b>（記入要領）</b></p> <p>① 「1. 請求書番号」は、請求者の整理番号がある場合に当該整理番号を記入し、記号は記入しないで下さい。</p> <p>② 「2. 請求日」は、日本貿易保険へ提出する日を西暦で記入してください。なお、保険金の請求期限は、決済日等の起算日から9月以内ですので注意してください。</p> <p>③ 「請求者の住所」及び「氏名」については、必要に応じて行を加減し記入してください。法人の場合は、法人名に加えて代表者の氏名を記入してください。</p> <p>④ 「請求者コード」は、「請求者」が「被保険者」と同じ場合は記入の必要はありません。なお、資格又は積戻担保が設定されていて、当該資格者又は積戻担保者以外の者が請求者である場合には、当該資格者又は積戻担保者からの委任状の有無を「B. 委任状有無」に、0. 無 1. 有 のいずれかにより数字で記入してください。無記入の場合は、0. 無 が設定されます。</p> <p>⑤ 「3. 保険証券番号」、「6. 被保険者コード」、「9. 付保率」、「10. 通貨コード」及び「13. 債権国名」については、保険証券番号を正確し記入してください。</p> <p>⑥ 「5. 事故通番」は、対応する損失発生通知書の番号と同じにして下さい。</p> <p>⑦ 「5. 決済日」は、輸出契約等で今回請求分に対応する決済日を西暦で記入してください。なお、本請求書は、決済日ごとに提出してください。</p> <p>⑧ 「7. 個別包括区分」は下記より数字で記入してください。 1. 個別 2. 組合包括保険 3. 一般企業包括保険 4. 企業総合保険</p> <p>⑨ 「11. 換算レート」は、「輸出契約時のレート」と「決済日のレート」のいずれか円高の1桁レートを記入してください。</p> <p>⑩ 「12. 事故事由コード」は、下の事故事由コード表から該当する2桁の数字を選択し記入してください。</p> <p>⑪ 「13. 債権国名」は対応する危険・損失発生通知書を確認し、支払保証付案件の場合は「保証債名」を、それ以外の場合は「支払国名」を記入してください。</p> <p>⑫ 「14. 分割請求番号」は、分割して請求する場合の記入項目です。1、2のように1桁記入してください。分割請求しない場合には、記入の必要はありません。</p> <p>⑬ 「15. 重複請求状況」は、下記より数字で記入してください。 1: 請求予定あり 2: 請求済み 3: 請求なし</p> <p>⑭ 「16. 重複保険がある場合は、下記より数字で記入し、「17. 重複証券番号」に該当する証券番号を記入してください。ただし、「15. 重複請求状況」が「3」の場合は、記入しないでください。 1: 個別 2: 包括 6: 輸出手形 8: 海外投資 9: その他</p> <p>⑮ 「18. 未決済額（対外債権ベース）」は、<u>決済日までに回収した金額を差し引いた額を決済金額から差し引いた額を表示通貨（保険証券に記載された通貨）で記入してください。なお、金額の記入において、通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないでください。円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁（3桁以下は切り捨て）まで記入してください。</u></p> <p>⑯ 「19. 控除額（対外債権ベース）」は、約款第6条第1号から第3号に該当する額を表示通貨で記入してください。なお、第6条の額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第36条第3項の規定により表示通貨に換算してください。</p> <p>⑰ 「20. 損失額（対外債権ベース）」は、「未決済額（対外債権ベース）」－「控除額（対外債権ベース）」の額を表示通貨で記入してください。</p> <p>⑱ 「21. 損失額（付保建値ベース）」は、「未決済額（付保建値ベース）」－「控除額（付保建値ベース）」の額を表示通貨で記入してください。「20. 損失額（対外債権ベース）」と同一金額の場合は、記入の必要はありません。</p> <p>⑲ 「22. 損失防止軽減費用」は、「控除額」を回収するために直接要した費用があれば、当該費用を円貨で記入してください。なお、当該費用が外貨建ての場合は、約款第36条第5項第2号の規定により円貨に換算してください。</p> <p>⑳ 「23. 保険金請求額」は、次の計算式により算出された額を記入してください。なお、「保険金額」及び「保険償額」については、<u>保険証券表を確認してください。</u>  「21. 損失額（付保建値ベース）」×「11. 換算レート」＝「損失額（付保円ベース）（1円未満切り捨て）」  「損失額（付保円ベース）」×「[保険金額]÷[保険償額]」＝「てん補責任額（1円未満切り捨て）」…… A  「22. 損失防止軽減費用」×「[保険金額]÷[保険償額]」＝「費用負担請求額（1円未満切り捨て）」…… B  「23. 保険金請求額」＝A+B</p>	<p><b>（記入要領）</b></p> <p>① 「1 請求書番号」は、請求者の整理番号がある場合に当該整理番号を右詰めで記し、記号は記入しないで下さい。</p> <p>② 「5 決済日」は、輸出契約等（貸付契約）で今回請求分に対応する決済日を記入して下さい。なお、本請求書は決済日ごとに提出 <b>が必要です</b>。</p> <p>③ 「6 事故通番」は、対応する損失発生通知書の番号と同じにして下さい。</p> <p>④ 「7 分割請求番号」は、分割して請求する場合の記入項目です。 1. 2. のように1桁 <b>記入します。新規で無記入の場合は、0 が設定されます。</b></p> <p>⑤ 「15 換算レート」は、「輸出契約時のレート」と「決済日のレート」のいずれか円高のレートを記入して下さい。</p> <p>⑥ 「未決済額（対外債権ベース）」は、<u>決済金額（償還金額）から決済日までに回収した金額を差し引いた額</u>を表示通貨で記入して下さい。</p> <p>⑦ 「控除額（対外債権ベース）」は、約款 第5条 第1号から第3号まで 及び第5号に該当する額を表示通貨で記入して下さい。なお、第5条の額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款 第33条 第3項の規定により表示通貨に換算して下さい。</p> <p>⑧ 「損失額（対外債権ベース）」は、「未決済額（対外債権ベース）」－控除額（対外債権ベース）の額を表示通貨で記入して下さい。ただし、<u>約款 第25条 第2項の規定に基づく決済日前の請求における損失額は、同条 第3項の計算式による額を記入して下さい。</u></p> <p>⑨ 「損失額（付保建値ベース）」は、「未決済額（付保建値ベース）」－控除額（対外債権ベース）の額を表示通貨で記入して下さい。 「損失額（対外債権ベース）」と同一金額の場合は、記入の必要はありません。</p> <p>⑩ 「24 損失防止軽減費用」は、「控除額」を回収するために直接要した費用があれば、当該費用を円貨で記入して下さい。なお、当該費用が外貨建ての場合は、約款 第5条 第5項 第2号の規定により円貨に換算して下さい。</p> <p>⑪ 「25 保険金請求額」は、次の計算式により算出された額を記入して下さい。 「損失額（付保建値ベース）」×15 換算レート＝損失額（付保円ベース）（1円未満切り捨て） 「損失額（付保円ベース）」×14 付保率＝てん補責任額（1円未満切り捨て）…… A 「24 損失防止軽減費用」×14 付保率＝費用負担請求額（1円未満切り捨て）…… B 「25 保険金請求額」＝A+B</p> <p>⑫ 「26 重複請求状況」は、下記より数字で記入して下さい。 1 : 請求予定あり 2 : 請求済み 3 : 請求なし</p> <p>⑬ 「27 重複保険」は、下記より数字で記入して下さい。ただし、「26 重複請求状況」が3の場合は、記入しないで下さい。 1 : 個別 2 : 包括 6 : 輸出手形 8 : 海外投資 9 : その他</p> <p>⑭ 通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないで下さい。円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁（3桁以下は切り捨て）まで記入して下さい。</p>



貿易一般保険（織維）手続細則（改正案）：別紙様式対照表

改正案		現行規定		
(12. 事故事由コード表)		(14. 事故事由コード)		
重要危険	事故事由（約款第4条（てんげん事由））	てんげん事由	事故事由コード	
	一 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。）の制限又は禁止	11	11	
	二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12	12	
	三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定（リスケ）	20	20	
	四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16	20:外貨送金繰延 21:リスケ	
	五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による取用	31	16	
	六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24	31	
	七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25	24	
	八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由	26	25	
	イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ	26	26	
ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害	27	27		
ハ 原子力事故	28	28		
ニ 輸送の途絶	15	15		
九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由（保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。）であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29	九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由（保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。）であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29	
十 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）による輸出の制限若しくは禁止（同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。）又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の制限若しくは禁止（同法第25条の2の規定による禁止を除く。）	22	十 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）による輸出の制限若しくは禁止（同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。）又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の制限若しくは禁止（同法第25条の2の規定による禁止を除く。）	22	
運用危険	輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。）	51	十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。）	51
	イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更（当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸により被保険者が取得し得べかり利益相当額を超えたと認められるものに限る。）の申込みがあったこと	52	イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更（当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸により被保険者が取得し得べかり利益相当額を超えたと認められるものに限る。）の申込みがあったこと	52
	ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	58	ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	58
	ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	54	ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	54
	ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと	55	ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと	55
	十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）	56	十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）	56
	十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）	57	十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）	57
	十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）	59	十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）	59



新 旧 対 照 表

改 正 案

現 行

別紙様式第15

貿易一般保険回収義務終了認定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

貿易一般保険包括保険(繊維品)手続細則第19条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険契約の内容

(1) 保 険 証 券 番 号		
(2) 保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
(3) 契 約 の 相 手 方	仕向国 (国コード)	
(4) 支 払 人	支払国 (国コード)	
(5) 保 証 人	保証国 (国コード)	
(6) 通 貨	(通貨コード)	
(7) 貨 物 等 の 内 容		
(8) 決 済 期 限 (船積前の場合は事故確定日)		
(9) 事 故 事 由	(事故事由コード)	
(10) 保 険 金 請 求 日	年 月 日	
(11) 保 険 金 受 償 日 及 び 保 険 金 受 償 額		
(12) 損 失 額 ※対外債権ベース		
(13) 損 失 額 ※付保建値ベース		
(14) 既 回 収 額	元 本	証 済 利 息
	利 息	
	合 計	
(15) 未 回 収 額	元 本	証 済 利 息
	利 息	
	合 計	
(16) 既 支 出 回 収 費 用		
(17) 備 考	(連絡先)	

2. 回収義務の履行状況の概要(回収義務の履行状況の概要を別紙に記載し添付してください。)

3. 回収義務の終了認定申請を行う理由(当該理由を証する書類を必ず添付してください。)

注1:輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上ご提出いただくことも可能です。

(8)決済期限、(10)保険金請求日、(11)保険金受償日及び保険金受償額

注2:(12)~(15)の欄については、当該項目に係る金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入してください。

別紙様式第15

貿易一般保険回収義務終了認定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

貿易一般保険包括保険(繊維品)手続細則第19条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険契約の内容

(1) 保 険 証 券 番 号		
(2) 保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
(3) 契 約 の 相 手 方	仕向国 (国コード)	
(4) 支 払 人	支払国 (国コード)	
(5) 保 証 人	保証国 (国コード)	
(6) 通 貨	(通貨コード)	
(7) 貨 物 等 の 内 容		
(8) 決 済 期 限 (船積前の場合は事故確定日)		
(9) 事 故 事 由	(事故事由コード)	
(10) 保 険 金 請 求 日	年 月 日	
(11) 保 険 金 受 償 日 及 び 保 険 金 受 償 額		
(12) 損 失 額 ※対外債権ベース		
(13) 損 失 額 ※付保建値ベース		
(14) 既 回 収 額	元 本	証 済 利 息
	利 息	
	合 計	
(15) 未 回 収 額	元 本	証 済 利 息
	利 息	
	合 計	
(16) 既 支 出 回 収 費 用		
(17) 備 考	(連絡先)	

2. 回収義務の履行状況の概要

3. 回収義務の終了認定申請を行う理由(当該理由を証する書類を必ず添付して下さい。)

注1:輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上ご提出いただくことも可能です。

(8)決済期限、(10)保険金請求日、(11)保険金受償日及び保険金受償額

注2:(12)~(15)の欄については、当該項目に係る金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入して下さい。

認定証

年 月 日

上記の貿易一般保険回収義務終了認定申請は、

申請のとおり認定します。  
認定します。

独立行政法人日本貿易保険